

## 西宮市みみより広場事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者の生活の質の向上を図る観点から、外出の機会を確保し、介護予防や健康または権利擁護等日常生活を送る上で必要な情報等の提供を行うとともに、高齢者相互の交流及び活動の場として公衆浴場や公民館、地域の集会所等を利用し、円滑に事業を行うことを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、実施主体は、事業実施の全部または一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人に委託して実施することができるものとする。

### (事業実施内容)

第3条 事業実施については、地域支援事業における一般介護予防事業および包括的支援事業の観点を重視し、地域包括支援センター等が中心となり、その他関係機関との連携を保ちながら円滑に事業が実施されるよう努めるものとする。

事業実施内容については、次に掲げるものとする。

- (1) 介護予防や健康に関する講座
- (2) 認知症予防に関する講座
- (3) 悪質商法や権利擁護等に関する講座
- (4) その他、高齢者の生活の向上に関する講座
- (5) 生きがい促進事業

また、公衆浴場において実施する講座を以下「湯友講座」といい、公民館や地域の集会所等において実施する講座を以下「地域講座」とする。湯友講座は定期開催とし、生きがい促進事業とともに公衆浴場を地域交流の拠点として、高齢者の生きがいづくりを促進するものとする。地域講座は地域住民の要望等に応じ随時開催する。

### (事業実施場所)

第4条 「湯友講座」及び生きがい促進事業の実施場所は西宮浴場商業協同組合に加入する別表1に定めた浴場とする。「地域講座」の実施場所は公民館や地域の集会所等において実施するものとする。

### (利用対象者)

第5条 この事業の利用対象者は、西宮市に居住する概ね65歳以上の者で事業実施会場まで通える者とする。

### (参加の停止)

第6条 市長は、他の利用者に危害を及ぼし若しくは迷惑となる行為により管理運営上、講座に参加させることが適当でないと認められるときは、参加の停止を命ずることができる。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が、別に定める。

### 付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 事業実施場所（第 4 条関係）

実施浴場	所在地
双葉温泉	分銅町 2 番 28 号
大箇温泉	津門大箇町 7 番 17 号
今津温泉	今津社前町 2 番 8 号
クア武庫川	笠屋町 3 番 10 号
浜田温泉	甲子園浜田町 1 番 27 号
新湯	鳴尾町 2 丁目 10 番 9 号